



埼玉県報

第362号
令和4年(2022年)
11月11日
金曜日

目次

規則

- 保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則（保健医療政策課）

告示

- 人事給与管理システム運用保守業務委託に関する契約の相手方等の公示(情報システム戦略課)
- 自動車税等データエントリー業務委託に関する落札者等の公示（税務課）
- 特定非営利活動法人の認定に係る公告（共助社会づくり課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 春日部農業振興地域の区域の変更（農業政策課）
- 葛西用水路土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更認可（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 春日部都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 春日部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 事務所の所在地又は業者の所在が確知できない宅地建物取引業者の公告（建築安全課）
- 運転免許取得者教育に係る届出事項変更に伴う公示（運転免許課）
- 運転免許取得者教育に係る届出事項変更に伴う公示（運転免許課）

「 千 一 」 「 千 一 」
様式第六号中 住所氏名 を 住所氏名
氏名 氏名

) に改め、同様式の注中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

「 千 一 」 「 千 一 」
様式第七号中 届出人の住所 を 届出人の住所
届出人の氏名 届出人の氏名

) に改め、同様式の注を次のように改める。

注 外国の国籍を有する者は、生年月日を西暦で記入すること。

「 千 一 」 「 千 一 」
様式第九号中 住所氏名 を 住所氏名
氏名 氏名

) に改め、同様式の注中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第十二号中「あて先」を「宛先」に
生年月日

年 月 日

を

生年月日	年

月 日

に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の保健師助産師看護師法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

埼玉県告示第千二百六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年十一月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
人事給与管理システム運用保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企画財政部情報システム戦略課業務効率化推進担当 埼玉県さいたま市
浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年9月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知県高知市本町4丁目1番16号
- 5 契約金額
74,778,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1
項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第千二百七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年十一月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
自動車税等データエントリー業務委託 850,000件
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部税務課税務システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和4年9月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社K S Kテクノサポート 東京都稲城市百村1625番地2
- 5 落札金額
31.70円（消費税及び地方消費税を除く）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和4年8月19日

告 示

埼玉県告示第千二百八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十五条第一項の規定により、次の特定非営利活動法人を認定したので、同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和四年十一月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

特定非営利活動法人名栗カヌー工房

二 代表者の氏名

山田 直行

三 主たる事務所の所在地

埼玉県飯能市大字下名栗千八百十七番地九

四 当該認定の有効期間

令和四年十一月十一日から令和九年十一月十日まで

告示

埼玉県告示第千二百九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十一月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

鳩山ニュータウンコミュニティセンター

埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘一丁目千四百八十六番二百十五号外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友 職務執行者 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号 外 計二者

（変更後） 株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号 外 計二者

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友 職務執行者 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号

（変更後） 株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号

ハ 変更年月日

令和四年一月六日

ニ 届出年月日

令和四年十一月二日

二 縦覧期間

令和四年十一月十一日から令和五年三月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年十一月十一日から令和五年三月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十一月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバモール東松山

埼玉県東松山市神明町二丁目十一番六号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳

東京都千代田区麹町五丁目一番地一

（変更後）芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田寛明

東京都千代田区麹町五丁目一番地一

ハ 変更年月日

令和四年四月一日

ニ 届出年月日

令和四年十一月二日

二 縦覧期間

令和四年十一月十一日から令和五年三月三十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年十一月十一日から令和五年三月三十一日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千二百十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十一月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友蔵店

埼玉県蔵市中央三丁目十七番十八号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友 職務執行者 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号

（変更後） 株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号

ハ 変更年月日

令和四年一月六日

ニ 届出年月日

令和四年十一月二日

二 縦覧期間

令和四年十一月十一日から令和五年三月三十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年十一月十一日から令和五年三月三十一日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第千二百十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十一月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友西所沢店

埼玉県所沢市西所沢一丁目二十六番四号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友 職務執行者 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号

（変更後） 株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号

ハ 変更年月日

令和四年一月六日

ニ 届出年月日

令和四年十一月二日

二 縦覧期間

令和四年十一月十一日から令和五年三月三十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年十一月十一日から令和五年三月三十一日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千二百十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十一月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友小手指店

埼玉県所沢市小手指町一丁目二十五番三十六号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友 職務執行者 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号

（変更後） 株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友 職務執行者 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号 外 計六者

（変更後） 株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号 外 計六者

ハ 変更年月日

令和四年一月六日

ニ 届出年月日

令和四年十一月二日

二 縦覧期間

令和四年十一月十一日から令和五年三月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年十一月十一日から令和五年三月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二百十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十一月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友川口赤山店

埼玉県川口市大字赤山千四百二十三外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友 職務執行者 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号 外 計二者

（変更後） 株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号 外 計二者

ハ 変更年月日

令和四年一月六日

ニ 届出年月日

令和四年十一月二日

二 縦覧期間

令和四年十一月十一日から令和五年三月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年十一月十一日から令和五年三月十一日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第千二百十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十一月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友上福岡店

埼玉県ふじみ野市上福岡一丁目八番地八号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友 職務執行者 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号

（変更後） 株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友 職務執行者 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号 外 計四者

（変更後） 株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号 外 計六者

ハ 変更年月日

令和四年一月六日外

ニ 届出年月日

令和四年十一月二日

二 縦覧期間

令和四年十一月十一日から令和五年三月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年十一月十一日から令和五年三月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千二百十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十一月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友鳩ヶ谷店

埼玉県川口市坂下町二丁目五番十四号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友 職務執行者 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号

（変更後） 株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友 職務執行者 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号 外 計二者

（変更後） 株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号 外 計二者

ハ 変更年月日

令和四年一月六日

ニ 届出年月日

令和四年十一月二日

二 縦覧期間

令和四年十一月十一日から令和五年三月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年十一月十一日から令和五年三月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千二百十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十一月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友吹上店

埼玉県鴻巣市鎌塚四丁目八番十九号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友 職務執行者 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号

（変更後） 株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号

ハ 変更年月日

令和四年一月六日

ニ 届出年月日

令和四年十一月二日

二 縦覧期間

令和四年十一月十一日から令和五年三月三十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年十一月十一日から令和五年三月三十一日まで

ロ 意見書提出先

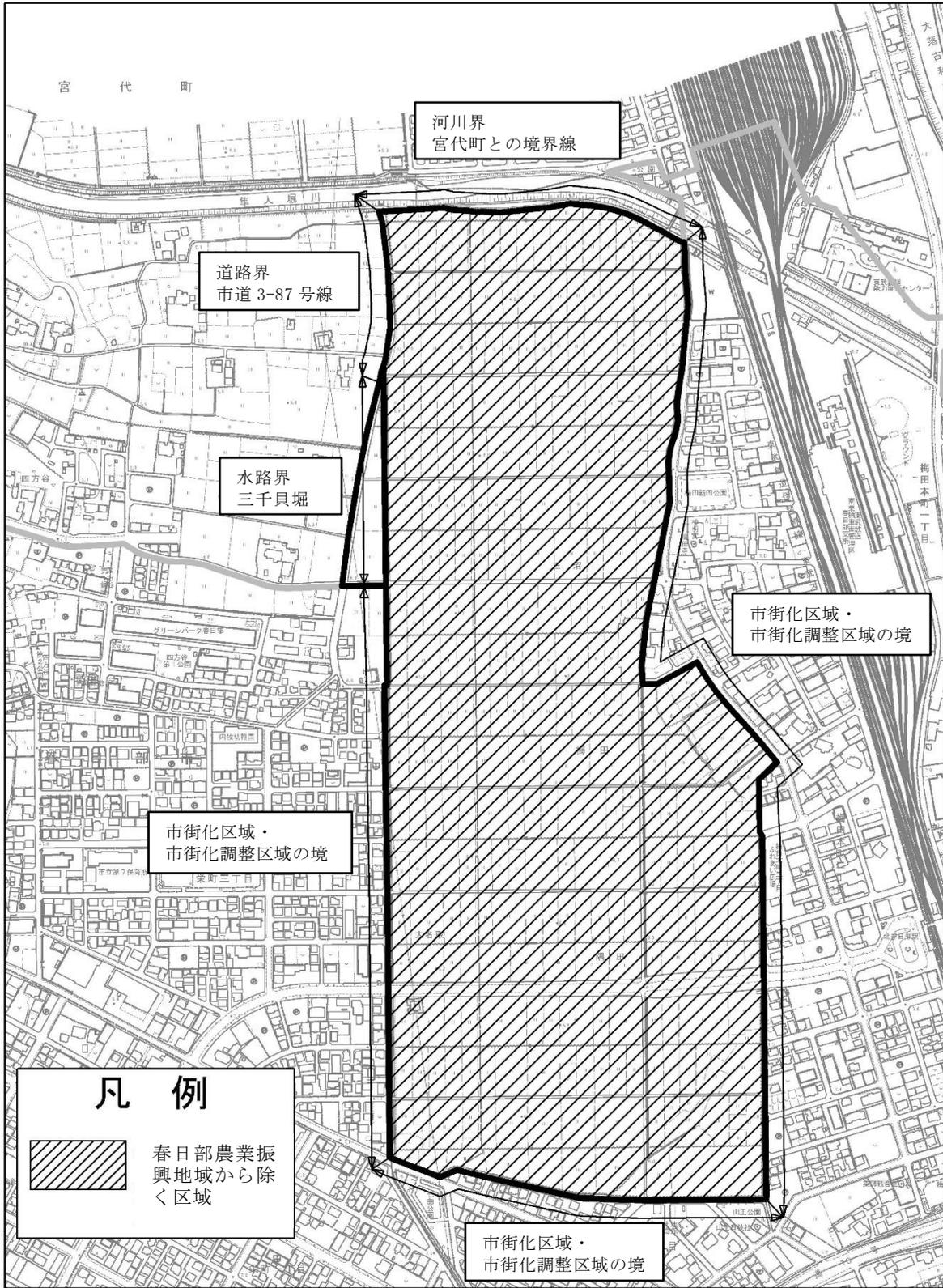
告 示

埼玉県告示第千二百十八号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、春日部農業振興地域の区域を別図のとおり変更する。

令和四年十一月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕



告 示

埼玉県告示第千二百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を令和四年十一月七日認可した。

令和四年十一月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

葛西用水路土地改良区

二 事務所の所在地

埼玉県幸手市

告 示

埼玉県告示第千二百二十号

令和二年埼玉県告示第千四百三十二号で公示した公共測量は、令和三年三月十八日終了した旨測量計画機関である入間市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十一月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第千二百二十一号

測量計画機関である深谷市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十一月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

深谷市

二 作業種類

公共測量（デジタル空中写真）

三 作業地域

深谷市全域

四 作業期間

令和四年十二月一日から令和五年七月七日まで

告 示

埼玉県告示第千二百二十二号

測量計画機関であるさいたま地方事務局から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十一月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

さいたま地方事務局

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

狭山市鶴ノ木の一部

四 作業期間

令和四年十一月一日から令和五年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千二百二十三号

測量計画機関であるさいたま地方方法務局から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十一月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

さいたま地方方法務局

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

さいたま市浦和区岸町五丁目、六丁目及び七丁目

四 作業期間

令和四年十一月一日から令和五年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千二百二十四号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十一月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（境界点座標変換）

三 作業地域

さいたま市南部建設事務所管内（さいたま市緑区東浦和一丁目地内 外）

四 作業期間

令和四年九月二十日から令和五年三月十七日まで

告 示

埼玉県告示第千二百二十五号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十一月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（境界点座標変換）

三 作業地域

さいたま市南部建設事務所管内（さいたま市浦和区大原一丁目地内 外）

四 作業期間

令和四年九月二十日から令和五年三月十七日まで

告 示

埼玉県告示第千二百二十六号

測量計画機関である戸田市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十一月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

戸田市

二 作業種類

公共測量（三次元都市モデル作成）

三 作業地域

戸田市内

四 作業期間

令和四年六月八日から令和五年三月十七日まで

告 示

埼玉県告示第千二百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、春日部都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和四年十一月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千二百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、春日部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和四年十一月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

告示

埼玉県告示第千二百二十九号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和四年十一月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

株式会社ポラリス	商号又は名称
谷川 須恵次（宅地建物取引業法上の代表者 澤島 正樹）	氏名（法人にあつては代表者の氏名）
埼玉県川越市藤倉二丁目二十番地一	主たる事務所の所在地

埼玉県公安委員会告示第182号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により認定した者から、
運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1
項の規定に基づく変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

令和4年11月11日

埼玉県公安委員会委員長 桐澤重彦

施設の名称	変更事項	変更前	変更後
東武こしがや自動車教習所	代表者の氏名	若菜 英樹	木村 吉延

埼玉県公安委員会告示第183号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により認定した者から、
運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1
項の規定に基づく変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

令和4年11月11日

埼玉県公安委員会委員長 桐澤重彦

施設の名称	変更事項	変更前	変更後
東武かすみ自動車教習所	代表者の氏名	若菜 英樹	木村 吉延